平成２７年（フ）第３０２号
岐阜県羽島郡笠松町長池387番地　（メゾン・笠松　２棟101号室）、前住所岐阜県瑞穂市古橋1744番地１　コーポ馬渕　306号
債務者　石川　正一
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３２３号
岐阜県羽島郡笠松町田代1026番地の７
債務者　武藤　厚子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１１０９号
名古屋市東区前浪町４番４―605号　市営前浪荘
債務者　齋藤　照代
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４２１号
愛知県春日井市柏原町１丁目225番地、従前の住所愛知県春日井市月見町55番地　月見壱番館３Ｃ号
債務者　中野真友美
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４５７号
名古屋市港区木場町９番地の５　南木場荘５棟401号
債務者　佐藤　幸宣
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５１７号
愛知県春日井市柏原町２丁目79番地　プリミエール柏原303号、従前の住所愛知県春日井市西高山町１丁目４番地１　シャトー春日井グランステージ506号
債務者　古田　浩司
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５５４号
名古屋市中村区羽衣町24番地　Ｂｌｏｉｓ中村４Ａ号
債務者　鈴木　哲男
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６４５号
広島市安芸区中野２丁目36番24号
債務者　星川　鐘得
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０８号
香川県善通寺市善通寺町2542番地２山本住宅５号
債務者　八橋　道泰
1　決定年月日時　平成27年10月30日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１１４号
香川県丸亀市幸町１丁目２番20号
債務者　西谷　　薫
1　決定年月日時　平成27年10月30日午前９時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第５１０号
北九州市小倉南区高野１丁目９番８－１号（Ａ―102）
債務者　綾　　弘達
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３３１号
鹿児島県鹿児島市平川町3865番地
債務者　中村　　優
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３４９号
鹿児島県鹿児島市平之町８番39号（エース平之町503号）
債務者　田久保まり子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３５３号
鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町１番６―52号
債務者　窪田　　咲
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１１４号
青森県三戸郡南部町大字剣吉字堰合12番地２
債務者　高田　正和
1　決定年月日時　平成27年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１３２号
茨城県稲敷市蒲ケ山10番地11、前住所茨城県稲敷市沼田2650番地121
債務者　小林　　明
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係